中区配水池流入流量計設置工事の条件付一般競争入札公告について

中区配水池流入流量計設置工事の条件付一般競争入札について、次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和８年８月 25 日

九戸村長　　大久保　勝　彦

１　工事概要

（１）工事名　　：中区配水池流入流量計設置工事

（２）工事場所　：岩手県九戸郡九戸村大字伊保内　中区配水池内

（３）工事内容　：別紙設計書のとおり

（４）工　期　　：契約締結の日から令和９年２月 26 日まで

２　入札日時及び開札日時について

（１）入札執行日

令和８年９月 29 日（火）10：15

九戸村役場　３階　第２会議室

（２）開札の日時

参加者全員入札後、同所においてただちに開札

３　入札参加資格

本工事の入札に参加するものに必要な資格は、次のとおりである。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。

（３）村営建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年１月 15 日訓令第１号）による指名停止を受けていない者であること。

（４）令和７・令和８年度九戸村入札参加資格者名簿に登録している者であること。

（５）岩手県、秋田県、青森県、宮城県のいずれかに本店、支店又は営業所等を有していること。

（６）当該入札対象と同等または同種の実績を有していること。（水道事業者の運営する施設を対象とした工事に限る。）

（７）当該工事の入札日までに雇用している者を主任技術者として配置できること。

（８）本施設の特性上、運用においては施設の維持管理が必須であることから維持管理体制の整備が可能であること。また、緊急対応が可能な体制整備もあわせて行うものとし、異常発生時には４時間以内での対応を可能とすること。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員を役員・代理人、支配人その他の使用しているものでないこと。

（10）法人税を滞納していないものであること。

4　入札方式

本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札前に審査する事前審査方式の条件付一般競争入札の対象工事とする。

5　最低制限価格

九戸村最低制限価格制度を適用しない。

6　入札保証金

入札保証金は九戸村財務規則第 116 条, 117 条, 118 条, 119 条に定める所によるものとする。

7　契約保証金

契約保証金は九戸村財務規則第 131 条、132 条、133 条、134 条に定める所によるものとする。

8　入札参加資格申請時の提出書類等

（１）入札参加を希望する者は、次の各号に定める書類を提出期限までに九戸村役場水道事業所まで提出するものとし、審査を受けなければならない。なお、審査結果は書面にて通知するものとする。

①　入札参加資格申請書
②　誓約書（様式第１号）
③　入札参加者に係る実績調書（様式第２号）
④　技術者配置調書（様式第３号）
⑤　その他必要と認めるもの

（２）提出期限

令和８年９月８日（火）正午まで

9　設計図書の閲覧等

次のとおり設計書および添付図書の閲覧提供を行う。

（1）閲覧期間

令和８年８月 25 日（火）から令和８年９月 24 日（木）まで

（2）設計図書提供

九戸村ホームページからダウンロードすること。

（1）の期間中、設計図書の貸出を希望する入札参加者は設計図書貸出の申請を（任意様式）水道事業所宛に提出するものとする。（FAX 可とする。）

（3）その他

ア　貸し出した設計図書については入札日までに水道事業所へ返却のこと。

イ　入札参加資格者は、次に定める行為をしてはならない。

① 取得した設計図書等を工事の見積金額の積算以外の目的で使用すること。

② 設計図書を第三者に譲渡、販売、貸与し、又は閲覧させること。

ウ　現場説明会は行わないが、現場を確認したい者は水道事業所に連絡するものとする。

10　入札及び設計図書等に対する質問及び回答

入札及び設計図書等に対する質問は、必ず文書で照会（ＦＡＸ可）のこと。

なお、質問は令和８年９月 24 日（木）正午までとし、これに係る回答は翌日（土曜日、日曜日及び祝日の場合はその翌日）とする。また、回答は質問者のみに通知する。

《照会先》九戸村役場　水道事業所

TEL　（代表）0195-42-2111

（直通）0195-43-3323

FAX　0195-42-3120

11　入札時の提出書類

・入札書

・工事費内訳書（入札会終了後に提出）

・委任状（代理の場合のみ）

・確約書（入札会前までに提出）

12　入札書記載金額

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）金額はアラビア数字を用い、頭部に余白が生じないよう「￥」を記入するか、使用印を押印すること。

13　落札者の決定について

（１）開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

（２）開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

（３）開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札しない場合の入札回数は、原則として３回まで行う。なお、３回までの入札で落札しない場合は、入札は不調とする。

14　入札の留意事項

（１）留意すべきものについては、当日の指示によること。

（２）入札参加申請を提出した者が入札を辞退するときは入札日の前日までに入札辞退届を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、入札会前又は入札執行中に辞退することができる。

（３）入札参加者が３の入札参加資格を満たしているものであっても、不正または不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては入札参加資格を認めないことがある。

（４）入札参加者は九戸村営建設工事競争契約入札の心得を熟読すること。